

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年度（2022年度）第18回（定例会）

署名人 仲本千佳子

教育長 山城良嗣

開催日時 令和5年（2023年）1月18日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員、

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、稲福喜久二副部長

（総務課）石川泰江課長、稲森恵子副参事、知念潤主査、松井都矢子主査

（施設課）佐久川泰尚課長、真境名元作主幹、和田英夫主査

（生涯学習課）松田信男課長、金城国夫主幹、小濱加廉主事

【学校教育部】名嘉原安志部長、仲宗根浩副部長

（学校教育課）松原伸一課長、濱川太副参事

【市民文化部】渡慶次一司部長、加治屋理華副部長

（文化財課）大城敦子課長、外間政明担当副参事、徳永周作主幹、比嘉立広学芸員主査

議事日程 ※日程2から5まで非公開案件。ただし、日程2は委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第23号 那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について  
【文化財課】
- 2 議案第24号 那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について【学校教育課】
- 3 報告1 市長の専決処分（車輛物損事故）の議会報告について【施設課】
- 4 報告2 令和4年度那覇市一般会計第7号補正に関する要求内容の変更について【総務課】
- 5 報告3 令和5年度那覇市一般会計当初予算に関する要求内容の変更について【総務課】
- 6 協議1 第4次那覇市子どもの読書活動推進計画（素案）について【生涯学習課】

山城教育長 はいさい 明けましておめでとうございます。令和5年になって最初の教育委員会会議になります。これより令和4年度第18回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は、議案が2件、報告が3件、協議事項が1件となっております。会議録署名は仲本委員にお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。議案第23号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。市民文化部 渡慶次部長、お願いします。

渡慶次部長 はいさい 渡慶次です。議案第23号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部改正する条例制定に関する意見の申出について」提案をいたします。提案理由といたしましては、那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定のため、市議会への提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申出るので、この案を提出する。具体的な条例改正の中身、その提案理由につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

山城教育長 はい、それではお願いします。

大城課長 課長の大城です。詳細について、ご説明いたします。博物館法の改正により、那覇市立壺屋焼物博物館条例改正前の第1条で引用しておりました、現行の博物館法の第18条の中で、地方公共団体の条例で定めなければならないという要件がなくなることから、現行の条例の第1条の趣旨を削除し、現行の条例の第2条第1項を第1条とし、第2条第2項を第2条として、条例全体の条のずれが生じないようにしております。又、改正後の那覇市立壺屋焼物博物館条例第1条には、博物館法第2条第1項を引用し、追加しております。又、第15条の博物館協議会については、引用する博物館法の条がずれていることに伴い、第20条第1項から第23条第1項としております。以上が、「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申し出」の説明となります。ご審議、よろしくをお願いいたします。

山城教育長 はい、ただいま文化財課のほうから説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。ございませんか。それでは議案第23号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしということで、議案第23号「那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議決といたします。ありがとうございました。

それでは、ここで会議の非公開について諮りたいと思います。議案第24号は個人に関する情報が含まれるため、報告1は議会に提案前の内容が含まれるため、報告2及び報告3は予算に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われま

但し、議案第24号の会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第24号及び報告1から報告3までを非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 はい、それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 これより審議に入ります。議案第24号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 議案第24号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」那覇市いじめ問題専門委員会委員を別紙のとおり委嘱する。提案理由です。那覇市いじめ問題専門委員会委員の任期満了により、那覇市いじめ問題専門委員会規則第3条に基づき委員を委嘱するので、この案を提出します。詳細につきましては、担当課からご説明します。

山城教育長 学校教育課 松原課長、お願いします。

松原課長 ご説明いたします。専門委員の任期が1月29日で満了になるため、委員委嘱の提案をいたします。資料の2ページをご覧ください。那覇市いじめ問題専門委員会規則第3条に専門委員は、委員5人以内で組織する。2項、委員は次に挙げる者のうちから教育委員会が委嘱する。(1)学識経験者、(2)医師、(3)弁護士、(4)その他教育委員会が必要と認める者とあります。

資料1ページをご覧ください。寺田明弘氏は弁護士枠で2期目となります。渡邊浩樹氏は医師枠で5期目、羽地元樹氏は、その他教育委員会が必要と認める者の枠で2期目、重信知雅子氏は学識経験者枠で2期目になります。2ページの資料をご覧ください。第4条のほうに、委員の任期は2年とする、そして第2項で委員は再任されることが出来るとあります。依って、この4名の委員の再任という形での委嘱を考えております。提案内容の説明は以上です。よろしく願いいたします。

山城教育長 はい、ただいま学校教育課のほうから説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。4人とも再任になる訳ですね。

松原課長 はい。

山城教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 それでは再開します。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。山城委員、お願いします。

山城委員 ご説明の中で、委員会は2回開かれたとのことですが、1年あたり2回開かれるの

ですか。2年に2回ということですか。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

松原課長 いじめ専門委員会自体は、年3回計画しておりまして、2回目までは済んでおります。そして3回目、最終が来週、予定されております。

山城教育長 山城委員、どうぞ。

山城委員 これは、年に3回ということですね。はい、了解しました。

山城教育長 はい、ほか、どうでしょうか。それでは議案第24号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 はい、異議なしと認めます。議案第24号「那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

それでは報告に移ります。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで非公開を解きます。それでは続いて協議に入ります。協議1「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」の説明をお願いします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 協議1「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」、別紙のとおり協議する。平成30年度から今年度までの計画がございますが、新たな計画の素案を作成しております。素案が出来上がりまして、これから、パブリックコメントをかけますが、教育委員の皆さんにも、この素案を見ていただいて、いろいろご意見をいただきながら、最終的にまとめて行きたいと考えておりますので、素案の内容の説明を差し上げたいと思います。説明は、生涯学習課から行います。

山城教育長 生涯学習課、お願いします。

松田課長 はいさい それでは第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について、お手元の資料で説明させていただきます。

子どもの読書活動推進計画というのは、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づいて策定をしてございます。本市では第1次計画を平成18年2月に策定いたしまして、その後、第2次計画を平成25年の3月に策定し、現、第3次計画は平成30年度から令和4年度の5ヶ年計画の期間となっておりますことから最終年度である今年度にて、次期、第4次計画を策定するために、那覇市子どもの読書活動推進委員会で内容について、意見等を重ねて参りました。お手元の資料の1枚目の表のほうに目次というふうなことがございますけれども、第4次計画は、こちら目次にありますような第1章から第5章の段階で構成されております。それぞれの取組の成果、それか

ら基本理念、基本方針を定め、第4章のほうでは、第4次計画における各機関の役割や現状と取組を示してございます。

取組を示すものとして、資料22ページをご覧くださいでしょうか。こちらのほうには、各、それぞれの取り組むべき取組を具体的な指標として「目指そう値」というものを掲げてございます。

内容としては、今回は1から13までの13指標でございますけれども、その中で第3次計画からの継続が8指標、新規が5指標ございました。継続の指標としましては、指標の1、指標の4、指標の5、指標の6、指標の10、指標の11、指標の12、指標の13が第3次からの継続となっております。

新規の指標としまして、指標2と、指標3、指標7、指標8、指標9の5つとなっております。

それぞれ本計画では、第1章のほうで、第3次計画における取組の成果を掲げ、基本理念、基本方針を基に第4次、こちらは令和5年から令和9年までの5か年間で本市の子どもの読書にかかる、各、それぞれの取り組みについて、計画を定め、それを推進して行こうという内容でございます。細かい説明は割愛させていただきますけれども、以上が「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」の概要説明でございます。ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

山城教育長 　　ただいま生涯学習課のほうから説明がありました。現在、素案という形で出ておりますけれども、それについてのご意見を賜りたいということだと思います。小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 　　先程もお話しました、今日の会議で、全てのご意見を伺うのではなく、持ち帰ってですね、パブリックコメントにかけますので、ある期間、見ていただいて、それから気になる所を、随時、ご意見をいただいてとやりたいと思いますので、その期間については、いつ頃迄か、今、説明が漏れておりましたので、そこを説明したうえで。

山城教育長 　　生涯学習課、松田課長、お願いします。

松田課長 　　失礼しました。今後の策定スケジュールですけれども、今日の教育委員会会議の協議の後に、1月20日から2月21日までの期間において、パブリックコメントで広く市民からの意見を募集するところでございます。その後、2月1日には社会教育委員の会議におきましても、素案について、意見をいただく場を予定してございます。その後、パブリックコメント、社会教育委員の会議からいただきましたご意見等を、本計画の内容にも含めながら、最終的な案を策定し、3月の教育委員会会議において、内容についての説明を行い、策定していく予定になってございます。部長からもありましたように、パブリックコメントの期間の間までに、ご意見等ございましたら、是非、ご意見をいただければと思います。

小嶺部長 　　最終日は。

松田課長 パブリックコメントの最終日は、2月21日です。

山城教育長 2月21日ですね。3月にも教育委員会会議が予定されている、このパブリックコメントの内容であったり、社会教育委員の会議での意見等が、ここでまた確認されるということになる。現教育委員の皆さんのご意見は、それまでに出していただきたいということによろしいですか。

小嶺部長 今日、送られている素案について協議いただいて、他にもありましたら、2月21日までの間に、どのような形でもよろしいですので、ご意見いただければ、次の教育委員会会議の時には、そういうものを盛り込んで、検討した上で、3月には出していきたいと思います。

山城教育長 生涯学習課、お願いします。

松田課長 ご意見の提出の方法ですけれども、特に様式とか、そういったことは準備はしてございませんけれども、もし、何か、ご意見がございましたら、直接、ご連絡いただいても結構ですし、少し、又、改めて提出の方法については、ご提示させていただければと思っております。

山城教育長 はい、それでは、是非、又、この期間の間に目を通してご意見等あれば受け賜りたいと思います。よろしく願いいたします。因みに、先程の22ページ、あんまり記憶にないんですが、「めざそう値」というのは、何か、説明があるんでしたら。この言葉を使うということは、「目標値」ではなくて、「めざそう値」という言い方になっているのは、何か理由があるのか。

松田課長 教育長からありましたように、目標値と置き換えても、別に支障はない。

山城教育長 別に支障はない。特に、何か、こだわりがあるのか、どうか、というのが、ちょっと気になったものですから。

松田課長 特に、そういうこだわりということではございません。

山城教育長 業界用語でもない訳ですね。

松田課長 はい。

山城教育長 はい、分かりました。本仲委員、お願いします。

本仲委員 只、資料を事前にいただいておりましたので、読ませていただいたんですが、よく分かりやすく出来ているなと思って、一応、その辺を評価したいなと思います。4ページの基本理念がありますよね。私は、個人的には賛同する訳ですが、全く、そのとおりだなと見ている。2段目の、子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことを通して、感性を磨いている。想像力を養い、言葉の理解、表現力も、語彙力や想像力を体得し、それらを、子どもが自ら考え、課題に直面した時に解決する力を養うことにつながる。ひいては、一人ひとりが生きる力を、これを身につけて行く。全く賛同する形になっています。ここで、私も学校に居た関係で、どのような環境を作れば、子ども達が、本に親しんでいくんだらうと、学校でも読書というものには、非常に力を

入れている。この2段目にあるように、読書の活動に力を入れて、本に触れる機会を作ることを、今、やっているわけです。特に考えていることは、学習の適時性というのがありますよね。その観点から、特に幼児期、それから児童期、特に低学年、そこが非常に将来に向けて大事な時期だと、私、考えているんです。それで16ページを、ちょっとご覧ください。

2段目に、更にということ、保育園、こども園での読み聞かせの推進というのは、これ、お父さん、お母さん達が来てから読み聞かせをするということで、非常に大事なことなんですけれども、これに加えて、又、というところで、異年齢交流において、小中学生が、保育所とか、幼稚園、こども園の幼児に読み聞かせを行う、それが、子どもが絵本に触れる機会が多様になるよう工夫する必要がある。全く、そのとおりなんですよ。小学校、特に低学年では、読書活動も力を入れて、たくさん本を読むように、頑張っていると思うんです。もう一つは、沖縄県は小学校と、今、幼稚園ではなく認定こども園と言っていますが、同じ敷地内にあるので異学年交流は、他府県と比べると非常に特徴があると思うんです。これがね、環境的に恵まれているんじゃないかと、だからこの辺の環境に恵まれているところを上手に生かして、異学年交流の読書活動を十分にさせるように、学校に、部長ね、働きかけてほしいなど、是非、お願いしたい。読書活動がいかに大切かということは、中学年、高学年とつながって行きますよね。特に、頑張っていたきたいなど、意見として、お願いとして、よろしくをお願いします。

山城教育長 はい、本仲委員からのご意見でした。このこども園の幼児達がスマホを使っているという話を聞いていて、僕は衝撃を受けているんですが、今、本仲委員からあったように、それに負けない環境としても、是非、やっぱり、この読書というのは大切になってくるのかなと、僕自身、感じているんです。スマホの実態が、どのようになっているのかというのが、又、どこかの会で、きっと出て来るとは思うんですが、その辺も踏まえて、やっぱり大切なものを環境として作って行くというのは、是非、お願いしたいなど、私も個人的に思うところです。ほか、どうでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 ちょっと教えていただきたいんですけどね。22ページの、この指標の所で、こども園とみらいこども園と書いてあるんですけど、みらいこども園というのは具体的に、どんなところを示しているんでしょうか。こども園との違いというのを教えていただきたいと思います。

山城教育長 はい、生涯学習課、お願いします。

小濱主事 こども園とみらいこども園とは、大きな括りでは認定こども園ということで、一緒ですが、0、1、2才児もいる園がみらいこども園、こども園は、3才以上の従来の幼稚園対象の子がいます。

仲本委員 幼稚園だったのが、こども園、みらいこども園は、保育園に近い形でのこども園ということですね。この中に保育園が主体として、名前が出てこないのは、どうしてですか。

山城教育長 生涯学習課、お願いします。

小濱主事 これは、現状地とめざそう値を集計する際に、公立と公私連携の園のみで調査をしているので、全ての保育園は現状値の集計の際に入れていないので、主体としては、公立と公私連携の園となっています。

山城教育長 仲本委員、お願いします。

仲本委員 結構、私立の保育園に通っているお子さんのボリュームも、かなりあるので、できれば、保育園のほうも、何らかの形で、少し意識づけができるように、少し内容を練っていただきたいなというふうには思います。現状がしりたいですね。後は、ちょうど、昨日、私も中学校の校長先生たちと話したところなんですけれど、学校図書館ってというのが、本当に児童生徒のための図書館でもあるんですけど、校長先生と教頭先生からお話があったのは、是非、保護者も、どんな児童書を子ども達が手に取っているのか、一緒に楽しんでほしいということで、保護者への貸し出しというのも出来るんだということ、広めたいというお話だったんですよ。これで、私、小学校のPTAをやっていた頃に、凄く助けられたのは、小学校、毎週、読み聞かせのボランティアに、お母さんたちが入っていたんですけど、図書司書の先生が、その選書、本を選ぶのに、凄く、アドバイスをいただいて。図書室に行って、図書司書の先生と、今週、読む本を放課後に選んで、お母さん達、それを読むという形で。そうすると、必ず、子どもの年齢に合った本を選べるということもあって、ちょっと安心して読み聞かせに望めるということで、図書司書の先生としても、少し手間はかかると思うんですけど、そういうのも、凄く積極的にやってくださっていたので。そういう、何というのかな、保護者も学校図書館というのを、使って、子どもの読書という理解を深めるという。図書便りも、一応、読んではいらるんですけど、もう少し、踏み込んで、とても先生達が忙しいのも分かるんですけど、そういう形で、実際、保護者と図書司書の先生とで、やり取りをするというような、コミュニケーションを取るような活動があっても、もう少し広がっても、とても良いんじゃないのかなという事は感じました。

山城教育長 はい、仲本委員からの、ご意見と、ご要望でした。ほか、どうでしょうか。それでは、又、ゆっくり目を通されて、ご意見等いただけたらと思います。それでは協議1「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(素案)について」は、終了いたします。ありがとうございました。令和4年度第18回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。



案件の審議結果

議案第23号	那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第24号	那覇市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	原案どおり可決